

仕 様 書

1. 業 務 名 新瀬田浄水場 4 号急速ろ過池ろ層交換

2. 場 所 大津市萱野浦 新瀬田浄水場

3. 内 容 ろ過面積 50.31 m²/池 (8.60m×5.85m)
既設ろ材 (アンスラサイト、ろ過砂、ろ過砂利) を引抜 (取出)、搬出後、
新ろ材 (アンスラサイト、ろ過砂、ろ過砂利) を搬入し、敷均しする。

4. 材 料

入替するろ材 (アンスラサイト、ろ過砂、ろ過砂利) については、先に試験成績書を提出し承諾を受けたのち搬入、入替すること。

(1) アンスラサイト

① 数 量	搬出	8.00 m ³ (参考)
	購入	8.16 m ³
	搬入	8.16 m ³
	(敷均し)	10.56 m ³ (新瀬田浄水場内 2.4 m ³ 予備分含む)
② 仕様 (購入材)	有効径	1.0～1.1 mm
	均等係数	1.4 以下
	層厚	200 mm
③ 規 格		JWWA A103 : 2006-2

- ・購入 (搬入) するアンスラサイトは、微粉、偏平、うろこ状又は碎石、泥炭等の來雜物の含有の少ないものであること。
- ・日本水道協会認証品とする。

(2) ろ過砂

① 数 量	搬出	25.16 m ³ (参考)
	購入	26.42 m ³ (予備分含む)
	搬入 (敷均し)	26.42 m ³ (予備分含む)
② 仕様 (購入材)	有効径	0.55 mm
	均等係数	1.35 以下
	層厚	500 mm
③ 規 格		JWWA A103 : 2006-2

- ・ろ過砂主成分は、天然に産する硅砂とする。夾雜物、扁平又は脆弱な砂及び砂鉄などの含有が少ないものであること。
- ・ろ過砂は、粒度分布が適切で衛生上支障のないもので、ろ過及び洗浄を安定かつ効率よく行うことができるものであること。
- ・日本水道協会認証品とする。

(3) ろ過砂利

① 数 量	搬出	10.06 m ³ (参考)		
	購入	10.06 m ³		
	搬入(敷均し)	10.06 m ³		
② 仕様(購入材)	密度	2.5 g/cm ³ 以上		
	層厚	1層目 粒径 2~4mm	層厚 50mm	数量 2.515 m ³
		2層目 粒径 4~6mm	層厚 50mm	数量 2.515 m ³
		3層目 粒径 6~13mm	層厚 50mm	数量 2.515 m ³
		4層目 粒径 13~20mm	層厚 50mm	数量 2.515 m ³
③ 規 格	JWWA A103:2006-2			

- ・形状が堅く丸みのあるもので、偏平なものやきょう雑物、粘土質、ぜい弱な粒子等の含有が少ないもの。
- ・日本水道協会認証品とする。

5. 提出書類

●完成図書 ①～⑧に示すもの(A4判ファイル) 1部

- ① 工程表
- ② 試験成績書(アスライト、ろ過砂、ろ過砂利)
- ③ 計測結果書(アスライト、ろ過砂、ろ過砂利)
- ④ 納品書(アスライト、ろ過砂、ろ過砂利)
- ⑤ 作業写真
- ⑥ 有効利用報告書(アスライト、ろ過砂、ろ過砂利)
- ⑦ 作業車両配置図
- ⑧ 健康診断結果書、作業員名簿

●電子データ(完成図書) 1部

6. 納品期限

令和9年 1月29日(金)

7. 安全管理

(1) 健康診断(検便)

受注者は、浄水場、ポンプ場、浄水池の作業に従事するときは、その前に作業員に対して、水道法21条に規定する健康診断(検便)を実施し、証明書を監督職員に提出しなければならない。作業に従事する日から1年前までの間に会社等において上記健康診断を実施している場合は、その証明書を提出すること。

検便検査項目は、腸チフス、パラチフス、赤痢、O-157を標準とする。

(2) 高病原性新型インフルエンザ等(新感染症を含む)流行時の対応

- ① 受注者は、作業に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ等の症状があるものを従事させないこと。
- ② 高病原性新型インフルエンザ等(新感染症を含む)流行時には、発注者は受注者に対して大津市庁舎及び水道施設への立ち入りの制限や打ち合わせ方法の変更等必要な措置を指示することができる。

8. その他

- (1) 稼働している施設であるため、担当職員と綿密な協議を行うこと。また、作業の実施にあたっては養生等を施し施設（浄水処理）に支障をきたさないよう十分注意すること。
- (2) 引抜（取出）したろ材については、受注者の責任において適法に運搬、処分すること。
なお、旧ろ材（有価物）有効利用報告書を提出すること。
- (3) アンスラサイトについては、全体の 10.56 m³のうち、新瀬田浄水場内の予備分 2.4 m³を含め敷均しすること。
- (4) ろ過材充填後の洗浄、消毒は本市と協議のうえ実施すること。なお、水質検査は本市にて実施する。
- (5) ろ過材の搬出に吸引車等を使用する場合は、騒音対策を講じること。
- (6) ろ過材の搬出後は壁面及び床面（集水装置）の清掃を実施すること。
- (7) ろ過池内の充填は、不陸のないよう規定厚まで敷均しすること。
- (8) 別途工事にて 4 号急速ろ過池の表洗管の更新を行うため、日程調整のうえで実施すること。
- (9) ろ過材の搬出前及び充填後、各層の計測を実施し記録すること。又書類を提出すること。
- (10) 新瀬田浄水場に入出入り（県道及び歩道）する際は、歩行者、車両に十分注意し安全運転に心掛けること。